

「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会」設置要綱

(目的)

第 1 条 放課後等に学校施設を活用し、自由に安心して遊びや活動ができる場や機会を提供する「放課後等の遊び場づくり事業（以下「事業」という。）」の持続的かつ安定した運営を目指し、事業の評価及び円滑かつ効果的な推進に向けた助言・提案を行うため、「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置する。

(役割)

第 2 条 事業の評価、事業推進の助言・提案を行う。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、学識経験者、関係団体の代表者及び事業従事者等のうちから、市長が委嘱した委員をもって組織する。

2 委員は、必要に応じて追加することができる。

(設置期間及び委員の任期)

第 4 条 推進委員会の設置期間は、設置の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

委員の任期も、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 推進委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちからこれを指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、推進委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであると認めるとき、又は会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、こども未来局放課後こども育成課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(資料2)

「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会」名簿

役職	氏名	所属等
委員	横山 正幸	福岡教育大学名誉教授
委員	古賀 彩子	PLAY FUKUOKA 代表
委員	山下 智也	きんしゃいきやんばす 代表 西日本短期大学 助教
委員	原口 勝	福岡市立平尾小学校長
委員	山浦 希生	若久小元気キッズ！若久 現場責任者
委員	守田 美知子	有田小学校わいわい広場 現場責任者
委員	小野 真一	こども未来局こども部放課後こども育成課 青少年育成コーディネーター

「放課後等の遊び場づくり事業推進委員会」傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、放課後等の遊び場づくり事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受付)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催20分前から会議の開催10分前までに受付を行わなければならない。

(定員)

第3条 審議会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、原則として6人とする。

2 傍聴希望者は先着順とし、定員となり次第受付を終了する。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、推進委員会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、推進委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、委員長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度委員長が定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年8月24日から施行する

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する

## わいわい広場 開設状況 (平成26年3月現在 74校)

区	実施校	開設年度	開設回数	雨天時
東	香椎浜	15年度	週2回	コミュニティー ルームB
	箱崎	18年度	週3回	チャレンジホール
	香椎東	18年度	週3回	体育館
	香陵	22年度	週3回	中止
	千早	23年度	週3回	体育館等
	千早西	23年度	週3回	中止
	香椎下原	23年度	週3回	中止
	香椎	24年度	週3回	中止
	和白	24年度	週3回	中止
	三苦	24年度	週3回	中止
	松島	25年度	週3回	体育館
	香住丘	25年度	週3回	中止
	八田	25年度	週3回	中止
博多	東光	16年度	週3回	多目的室・ おはなしルーム外
	席田	21年度	週3回	空き教室(体育 館・家庭科室・図 書室)
	三筑	22年度	週3回	体育館・図書室 ・家庭科室
	板付	23年度	週3回	中止
	那珂南	23年度	週3回	中止
	春住	23年度	週3回	中止
	東月隈	24年度	週3回	中止
	東吉塚	24年度	週3回	中止
東住吉	25年度	週3回	中止	
中央	南当仁	15年度	週3回	体育館等
	草ヶ江	21年度	週3回	教室等
	当仁	22年度	週3回	中止
	平尾	23年度	週4回	体育館
	福浜	23年度	週3回	中止
	小笹	23年度	週3回	中止
警固	24年度	週3回	中止	
南	若久	17年度	週3~4回	体育館
	弥永	21年度	週3回	知新館3Fか4F
	野多目	21年度	週3回	中止
	弥永西	22年度	週3回	中止
	大楠	23年度	週3回	中止
	老司	23年度	週3回	中止
	長住	24年度	週3回	中止
	柏原	24年度	週4回	中止
	玉川	25年度	週3回	中止
	東若久	25年度	週3回	中止
	西長住	25年度	週3回	中止
日佐	25年度	週3回	中止	

区	実施校	開設年度	開設回数	雨天時
城南	鳥飼	16年度	週3回	体育館・図書室 ・家庭科室
	別府	22年度	週3回	中止
	田島	23年度	週3回	中止
	城南	23年度	週3回	体育館・図書室 ・ふれあいルーム
	堤	23年度	週3回	体育館
	七隈	24年度	週3回	中止
	長尾	25年度	週2回	中止
	南片江	25年度	週3回	中止
早良	百道	15年度	週3回	火・体育館 水金・中止
	有田	18年度	週3回	体育館
	原北	21年度	週3回	中止
	西新	22年度	週3回	中止
	四箇田	23年度	週3回	中止
	原	23年度	週3回	中止
	高取	23年度	週3回	中止
	室見	24年度	週3回	中止
	百道浜	24年度	週3回	中止
	田隈	24年度	週3回	中止
西	賀茂	24年度	週3回	中止
	小田部	24年度	週3回	中止
	野芥	25年度	週3回	中止
	原西	25年度	週3回	中止
	金武	16年度	週3回	中止
	愛宕	21年度	週3回	中止
	壱岐南	22年度	週3回	中止
	姪浜	23年度	週3回	中止
	西陵	23年度	週3回	中止
	姪北	23年度	週3回	中止
	今宿	23年度	週3回	中止
	城原	24年度	週3回	中止
下山門	24年度	週3回	中止	
福重	24年度	週3回	中止	
玄洋	25年度	週3回	中止	

麻生教育サービス株式会社
特定非営利活動法人そだちの庭
株式会社テノ. コーポレーション
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
地域型

【参加者数等統計】	平成24年3月	平成25年3月	平成26年1月
1. 実施校数	44校	61校	69校
2. 参加登録児童数	5,787人	7,679人	7,817人
参加登録児童数 (1校あたり平均)	132人	126人	113人
3. 見守りサポーター登録数	2,041人	2,324人	2,304人
見守りサポーター登録数 (1校あたり平均)	46人	38人	33人
4. 参加児童数	78,627人	114,689人	112,101人
参加児童数 (1回あたり平均)	25人	25人	24人

※香住丘小は平成26年1月、原西は平成26年2月、八田・東住吉・南片江・玄洋は平成26年3月に開設

わいわい広場について（青少年育成コーディネーターからの報告）

（以下、抜粋）

1. わいわい先生について

- (1) いつも笑顔で子どもに接し、いつも楽しみながら取り組んでいる。
- (2) 積極的にかかわっており、「わいわい広場」にも多くの子どもが参加し、関係性がとてもいい様子である。学校との連携を深めるために、報告・連絡・相談を常に考えながら運営している。また補助員や見守りサポーターとの連携もしっかりしている。留守家庭子ども会指導員とも連携を進めている。
- (3) 非常に前向きであり、日々課題解決に向けて考え実行されている。自分だけではなく、補助員、見守りサポーターにも考えを理解してもらうための文書も作成し、取り組んでいる。学校・保護者との連携もしっかりと考え、工夫し取り組んでいる。
- (4) 明るく何事にも一生懸命で、運営面においても配慮深く対応している。遊びに工夫を凝らし、興味深く変化にとんだものを用意するように努めている。
- (5) 性格がやさしくて、高齢者の補助員に遠慮するところがあり、わいわい広場運営に関する信念とリーダー性が求められる。
- (6) 学校、PTA、地域との連携を図りながら、運営業務を遂行することができている。事故やトラブルに対しても、迅速かつ適切に対応することもでき、校長からの信頼も厚い。
- (7) 明るく子どもとともに遊ぶ姿が印象的。学校や地域ともよく話をしており、安定した運営を行っている。公民館長や校長ともよくコミュニケーションをとっている。
- (8) 指導性が強く、善悪や挨拶・ルールに厳しい。ルール違反に大声で注意するので、子どもは若干萎縮する。責任感がとても強く、自発的な遊びよりも事故を起こさないという意識が強い。地域や学校とのコミュニケーション力があり、わいわいだより等をもれなく届けて協力を得ている。
- (9) 学生プレイワーカーとも関係が良く、わいわい先生と学生プレイワーカーのお互いが、わいわい広場にとって効果があると思っている様子。

2. 学校、地域、保護者について

- (1) わいわい先生からの相談等に対して、関わらないようにする姿勢の学校もある。
- (2) 校長を中心に職員も理解があり、協力体制はしっかりできている。学校もわいわい先生を職員の一人であるという気持ちで接していただいております、わいわい先生も常に報告・連絡・相談に努めている。
- (3) 見守りサポーターが少ない中、補助員がわいわい先生を大変よくサポートしてくれている学校もある。
- (4) 補助員の人数は十分だが、子どもと一緒に遊んだり、進んで身体を動かして活動したりするといった積極性は不十分な学校もある。
- (5) 見守りサポーターも協力的で、わいわい広場を支援してくれている。補助員との人間関係も良好で、子どもの健全育成の観点から、熱心にかかわってくれている。
- (6) 補助員が校庭開放指導員の経験者であり、遊具の貸し出しや整理がスムーズである。また、子どもたちによく声かけをして、家族的な雰囲気の中で遊んでいる。

## 人材育成について

### 1. プレイワーカー育成事業

#### (1) 学生プレイワーカー育成講座（対象者 43 人）

- ① 昨年度のプレイワーカー育成事業を継続して実施
- ② 講習会（月 1 回）を行い、子どもとの関わり方やリスクマネジメント等について学ぶ
- ③ 学生数人を一グループにして、新規開設校・既存校を中心に現場派遣を行う  
（平成 25 年 12 月末現在、28 校にのべ 173 人の学生プレイワーカーを派遣）
- ④ プレイワーカーとして、1 人で活動できる学生が育っている。

#### (2) プレイワーカー（遊びのサポーター）養成講座〈入門・実践編〉

- ① 会場：婦人会館大研修室、ももち体育館
- ② 5～6 月にかけて、5 日間実施。（申込者数 63 人、修了者数 56 人）

### 2. わいわい先生（現場責任者）研修

#### (1) 第 1 回（平成 25 年 7 月 18 日） 婦人会館 9 階大研修室にて実施

- 現場が抱えている課題毎にグループに分かれてワークショップを行い、情報交換を行った。

#### (2) 第 2 回（平成 25 年 9 月～10 月） 各わいわい広場現場

- わいわい先生が、行きたいわいわい広場のわいわい先生に連絡し、補助員の立場として実践形式の研修を行った。

#### (3) 臨時（平成 25 年 11 月 19 日、20 日） 婦人会館 9 階大研修室にて実施

- 子どもとの関わりについて青少年育成コーディネーターによる講演の後、グループに分かれてワークショップを行い、議論を深めた。

#### (4) 第 3 回（平成 25 年 11 月～平成 26 年 3 月に実施中）

- 青少年育成コーディネーターと古賀委員、わいわい先生数人がわいわい広場現場に集まり、前半は魅力あるわいわい広場について意見交換を実施。
- 後半は、プレイワーカーとして現場で活動を行い、魅力あるわいわい広場への取り組みに向けて体験実習を行い、最後に振り返りを行った。

- ① 平成 25 年 11 月 18 日（四箇田小学校）
- ② 平成 25 年 11 月 21 日（別府小学校）
- ③ 平成 25 年 11 月 25 日（柏原小学校）
- ④ 平成 25 年 11 月 26 日（城原小学校）
- ⑤ 平成 25 年 11 月 28 日（当仁小学校）
- ⑥ 平成 25 年 12 月 2 日（香椎浜小学校）
- ⑦ 平成 25 年 12 月 3 日（田島小学校）



- ⑧ 平成 25 年 12 月 6 日（千早西小学校）
- ⑨ 平成 26 年 2 月 26 日（百道浜小学校）
- ⑩ 平成 26 年 3 月 3 日（四箇田小学校）
- ⑪ 平成 26 年 3 月 10 日（那珂南小学校）（予定）
- ⑫ 平成 26 年 3 月 12 日（東若久小学校）（予定）

(5) 第 4 回（平成 26 年 3 月 6 日，11 日，14 日，17 日）市役所研修室にて実施中

- 平成 26 年度に向けたわいわい広場のあり方について。
- わいわい先生のプレゼン及びグループに分かれて意見交換会。

(6) 新任わいわい先生（現場責任者）研修は，新規開設に併せて随時実施済。

- ① 平成 25 年 4 月 22 日（平成 25 年度よりわいわい先生に着任した者対象）
- ② 平成 25 年 8 月 30 日（第 1 期校）
- ③ 平成 25 年 9 月 30 日（第 2 期校）
- ④ 平成 25 年 10 月 18 日（第 3 期校）
- ⑤ 第 4 期校新任研修は，4 日間実施。内容は下記のとおり。

平成 26 年 2 月 13 日「わいわい広場とは？」

平成 26 年 2 月 14 日「もしものときに・・・(現場でのリスクマネジメント)」

平成 26 年 2 月 17 日「現場に行ってみよう」(田島小学校)

平成 26 年 2 月 18 日「子どもへのまなざし～子どもにとって遊びとはなぜ大事？～」

(発達障がいをどう理解するか)

「振り返り」

### 3. 補助員研修

- (1) 平成 25 年 4 月 18 日（城南区役所）
- (2) 平成 25 年 4 月 19 日（西区役所）
- (3) 平成 25 年 4 月 22 日（博多区役所）
- (4) 平成 25 年 4 月 25 日（東区役所）
- (5) 平成 25 年 5 月 13 日（早良区役所）
- (6) 平成 25 年 5 月 15 日（南区役所）
- (7) 平成 25 年 5 月 20 日（中央区役所）
- (8) 平成 25 年 6 月 10 日（市役所 15 階講堂）

### 4. プレイワーカー研修

- (1) 平成 25 年 4 月 4 日（市役所 15 階講堂）
- (2) 平成 25 年 4 月 5 日（市役所 15 階講堂）